資料1 令和6年度関連事業について

1. 分散移転検討調査について

令和6年度は以下の調査を実施

① 調査内容

大島空港の更なる活用の検討

・大島空港において、より一層自家用機を受け入れる体制を 整えるため、新たな格納庫の整備用地等について検討

② 調査結果

- ・大島空港内に新たに2つの格納庫を設けるスペースがある ことを確認
- ・格納庫の配置計画(既存施設の移転検討含む)、 アクセス通路(取付勾配等の検討)、制限表面の確認
- ・既存の格納庫と合わせて自家用機17機分全て収容可能
- ③ 令和6年度予算額・執行額

予算額 2,000万円

執行額 1,537万円(端数四捨五入)

大島空港格納庫



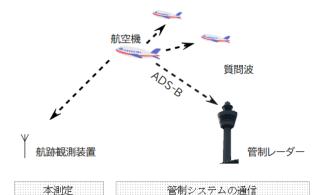
- 2. 航空機航跡調査について(赤字箇所は令和5年度調査から変更点)
 - ① 概要

調布飛行場を離陸する航空機がAIP(航空路誌)に定められた飛行方法を行っているかを改めて確認するため、 レーダーや応答電波、**航空機の離陸映像の解析**により、飛行経路を調査

調査に際しては、令和5年度の結果を踏まえ、観測精度の向上を目指す

- ② AIPにより定められている飛行経路
 - 滑走路35 からの離陸機(北に向かっての離陸機)は、安全な高度に達した後、西武多摩川線と東八道路の交点からJR 中央本線の間で左右に変針
 - 滑走路17 からの離陸機(南に向かっての離陸機)は、安全な高度に達した後、中央自動車道から多摩川 の間で左右に変針
- ③ スケジュール
 - 1回目計測は令和6年10月29日から11月5日に実施
 - 2回目計測は、冬に実施予定
- ④ 調査結果の取扱い 調査結果の取扱いについては、三市と協議のうえ公表
- ⑤ 令和 6 年度予算 2000万円

- ⑥調查方法
 - 3つの観測方法を組合せて、航空機の航跡を調査する
- i)ADS-B(放送型自動従属 監視)を利用する観測方法



(原理)

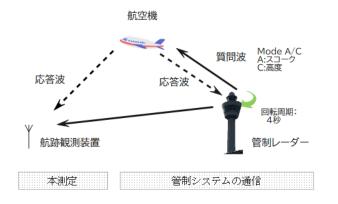
航空機が自ら発するGPSの情報 を計測して航跡を調査する

(特徴)

正確な位置情報を高頻度で観測 可能

一方、ADS-Bを搭載しているの は比較的新しい航空機のみ

ii)PSSR(受動型二次監視 レーダー)を利用する観測方法



(原理)

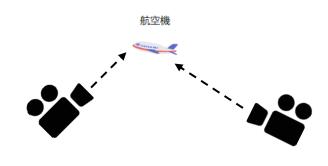
管制からの質問波と、それに対 する航空機の応答波を観測し、 その時間差から航跡を調査する

(特徴)

電波が受信できれば、ほぼすべ ての航空機の位置情報を観測可 能

一方、管制レーダーの回転周期 である4秒ごとにしか観測でき ない

iii)映像方式の観測方法



(原理)

複数のカメラにより航空機を撮 影し、映像の情報から航跡を調 杳する

(特徴)

すべての航空機の位置情報を観 測可能

一方、映像の照合に時間を要す ることから速報性が低い

⑦調査結果 (詳細集計・分析中)

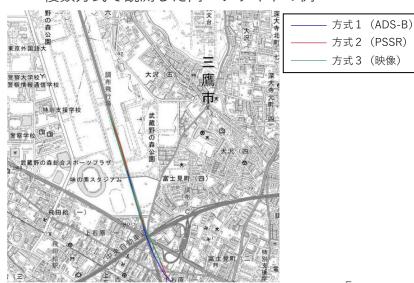
観測結果

- 全ての離陸機について、いずれかの方式で航跡データを取得できた(100%:124/124)。 方式別の特徴は以下のとおり
 - ▶ 方式1 (ADS-B) は、対応機器の搭載機体が少なく、捕捉率が低い(約28%:35/124)
 - ▶ 方式2 (PSSR) は、電波を受信できた機体が少なく、捕捉率が低い(約41%:51/124)
 - ▶ 方式3 (映像)は、全ての離陸機航跡を捕捉(100%:124/124)
- 複数方式で観測した同一フライトを比較した結果、観測の信頼性や測定誤差は以下のとおり
 - ▶ 各方式で航跡は同一の傾向を示しており(右下図)、一部の外れ値を除き、どの方式も結果の 信頼性があると考えられる
- 今回の観測期間中に、AIPで定められた離陸経路を遵守していない航空機は観測されなかった。

今後精査が必要な事項

- 方式2 (PSSR) の捕捉率が昨年度と比べて低下 した理由については確認中
- 各方式における測定誤差については精査中
- AIPで設定している離陸経路の遵守を厳格化する ためには、指導すべき対象を明確化するとともに、 指導の内容についても検討を進める必要があると 考えている。こうしたことを踏まえて、AIPで定 められた離陸経路を正当な理由なく遵守していな い場合の今後の対応を検討する。

複数方式で観測した同一フライトの例



3. 大島空港に整備した施設等の利用状況について

① 格納庫

令和3年6月14日に施工完了 使用開始以降、10月末までに累計604日の利用あり(うち調布登録機228日利用)

② 給油施設

令和6年3月14日に施工完了 同5月16日のAIP改定を経て、同日から使用開始。 使用開始以降、10月末までに11件のAVGAS給油利用あり(調布関係者利用なし)

③ 訓練飛行

自家用機や、定期便以外の事業用機等に対して、令和6年4月18日から大島空港での訓練飛行の実施を許可 許可以降、10月末までに10件の利用あり(うち調布関係者9件)